新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 100 号
令和６年12月24日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
1357　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健総務課）
1358　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健総務課）
1359　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健総務課）
1360　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健総務課）
1361　土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
1362　換地計画の縦覧（農地整備課）
1363　公共測量の終了通知（監理課）
1364　公共測量の終了通知（監理課）
1365　公共測量の終了通知（監理課）
1366　公共測量の終了通知（監理課）
1367　公共測量の終了通知（監理課）
1368　公共測量の終了通知（監理課）
1369　公共測量の終了通知（監理課）
1370　道路の区域変更（道路管理課）
1371　道路の供用開始（道路管理課）
1372　道路の区域変更（道路管理課）
1373　道路の供用開始（道路管理課）
公　　告
一般競争入札の実施（管財課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
選挙管理委員会規程
15　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
16　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
17　新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
18　最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
内水面漁場管理委員会公告
第５種共同漁業権に基づく令和７年増殖計画（水産課）
公安委員会告示
155　技能検定員審査の実施（運転免許センター）
156　教習指導員審査の実施（運転免許センター）

告　　示

◎新潟県告示第1357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
マルイメディカル株式会社	長岡市上除町甲132番地69	はすがた薬局	長岡市蓮潟４丁目２番16号	居宅療養管理指導	令和６年７月12日
社会福祉法人高田福祉会	上越市とよば112番地	ケアホームあいびす	上越市とよば107番地　イルクオーレとよば２階	小規模多機能型居宅介護	令和６年10月13日
社会福祉法人高田福祉会	上越市とよば112番地	ケアホームあいびす	上越市とよば107番地　イルクオーレとよば２階	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和６年10月13日

◎新潟県告示第1358号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業者の名称		主たる事務所の所在地		事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
新	医療法人徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目１番２号	介護老人保健施設優和の里		村上市勝木1340－１	令和６年10月１日
旧	医療法人徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目３番１－1200号				
新	医療法人徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目１番２号	新	山北徳新会病院	村上市勝木1340－１	令和６年10月１日
旧	医療法人徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目３番１－1200号	旧	山北徳洲会病院		
新	医療法人徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目１番２号	新	山北徳新会介護医療院	村上市勝木1340－１	令和６年10月１日
旧	医療法人徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目３番１－1200号	旧	山北徳洲会介護医療院		
新	医療法人徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目１番２号	新	山北徳新会介護センター	村上市勝木1340－１	令和６年10月１日
旧	医療法人徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目３番１－1200号	旧	山北徳州会介護センター		

◎新潟県告示第1359号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日

アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目４番14号	アースサポート三条	三条市興野２丁目７番19号	令和６年10月31日
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目２番15号	ウエルシア薬局三条保内店	三条市下保内1050－１	令和６年12月31日
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目２番15号	ウエルシア薬局新発田加治店	新発田市上館483番地	令和６年12月31日
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目２番15号	ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町２－82－１	令和６年９月30日

◎新潟県告示第1360号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称	所　　在　　地	休 止 年 月 日
ピクニック居宅介護支援事業所	柏崎市松波２丁目１番６号	令和６年10月31日
特別養護老人ホーム歌代の里	佐渡市浜田140番地１	令和６年10月１日

◎新潟県告示第1361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和６年12月24日

新潟県新発田地域振興局長

１　退任

監事　新発田市中野17番地２　　嶋津　登美雄

退任年月日　令和６年12月９日

◎新潟県告示第1362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理・農業用用排水施設整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和６年12月25日から令和７年１月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	赤沢地区（全換地区）	換地計画書の写し	糸魚川市役所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ

とを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、阿賀野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（航空写真撮影）
２　作業期間　令和６年４月20日から令和６年９月30日まで
３　作業地域　新潟県阿賀野市全域

◎新潟県告示第1364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（航空写真撮影）
２　作業期間　令和６年４月20日から令和６年９月30日まで
３　作業地域　新潟県見附市全域

◎新潟県告示第1365号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量　数値図化（新規　地図情報レベル500）
２　作業期間　令和６年９月11日から令和６年11月26日まで
３　作業地域　新潟県上越市0.18㎢（新規数値図化）

◎新潟県告示第1366号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（県営防災重点農業用ため池緊急整備事業　青野地区　基準点測量）
２　作業期間　令和５年11月１日から令和５年11月30日まで
３　作業地域　新潟県上越市青野　地内

◎新潟県告示第1367号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（県営防災重点農業用ため池緊急整備事業　仲伝尻下地区　基準点測量）
２　作業期間　令和６年４月15日から令和６年５月31日まで
３　作業地域　新潟県上越市吉川区天林寺　地内

◎新潟県告示第1368号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（県営ため池等整備事業　大岩地区　基準点測量）
２　作業期間　令和６年４月22日から令和６年８月31日まで
３　作業地域　新潟県上越市吉川区山直海　地内

◎新潟県告示第1369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（県営ため池等整備事業　大滝地区　基準点測量）
２　作業期間　令和６年７月16日から令和６年11月30日まで
３　作業地域　新潟県上越市吉川区赤沢　地内

◎新潟県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　三川インター線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
東蒲原郡阿賀町吉津字堂ノ内132番４から同郡同町吉津字大平3812番10まで	新	12.2～46.0メートル	1,242.2メートル
	旧	9.4～46.0メートル	1,240.8メートル

◎新潟県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　三川インター線
２　供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町吉津字堂ノ内132番４から同郡同町吉津字大平3812番10まで
３　供用開始の期日　令和６年12月24日

◎新潟県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　仙納徳合線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
糸魚川市大字徳合字一ノ谷4779番１から同市大字徳合字ソリ潟4823番３まで	新	6.5～15.0メートル	76.1メートル
	旧	6.5～15.0メートル	76.1メートル

◎新潟県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　仙納徳合線

２　供用開始の区間

糸魚川市大字徳合字一ノ谷4779番１から同市大字徳合字ソリ潟4823番３まで

３　供用開始の期日　令和６年12月24日

公　告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県地域振興局電力供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　入札に付する事項

(1) 調達案件名及び数量

新潟県地域振興局電力供給（新潟地域振興局新津庁舎他７庁舎）　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告に係る入札参加資格確認申請書等を提出した日から入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(6) ４(1)に定める入札執行日前１年以内に、新潟県との契約において、当該契約の全部又は一部について債務不履行をした者でないこと。
(7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。
(8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
(9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況等に関し、環境配慮の基準に掲げる条件を満たす者であること。

３　入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所
入札説明書の交付は、本公告の日から新潟県総務部管財課ホームページで公開する。
URL　https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanzai/

(2) 契約条項を示す場所
(1)に同じ。

(3) 問い合わせ先
郵便番号950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県総務部管財課庁舎設備班
電話：025－280－5066
Ｅメール　ngt010080@pref.niigata.lg.jp

４　入札の日時及び場所

(1) 日時
令和７年２月14日（金）午後２時

(2) 場所
新潟県新潟市中央区新光町４番地１　新潟県庁16階入札室

５　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という。)第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
なお、複数の方法による保証は認めない。

(4) 新潟県物品等入札参加資格申請
新潟県物品等入札参加資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和７年１月７日（火）午後５時までに、新潟県出納局会計検査課に提出しなければならない。
提出先　郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１（10階）
新潟県出納局会計検査課調達契約係
電話番号　025－280－5490

(5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を令和７年１月27日（月）午後５時までに、本公告に示した入札参加資格を証明する書類を添付して、上記3(3)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。
入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求め

られた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Procurement project name and quantity:

Electric Power supply for Niigata Prefecture Regional Promotion Bureau (Niigata Regional Promotion Bureau Niitsu Government Building and seven other government buildings) [1] set

(2) Supply period:

From April 1, 2025 to March 31, 2026

(3) Deadline for application for confirmation of eligibility to bid:

５:00 P.M. (Mon.) January 27, 2025

(4) Date of bid opening:

２:00 P.M. (Fri.) February 14, 2025

(5) For more information, please contact the following division in Japanese:

Property Administration Division
Department of General Affairs
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570
TEL:025-280-5066
E-mail: ngt010080@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和６年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　MEGAドン・キホーテ柏崎店
所在地　柏崎市東長浜町字東江149　外
設置者　株式会社長崎屋

２　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社長崎屋　代表取締役　赤城　真一郎　他８者

（変更後）株式会社長崎屋　代表取締役　赤城　真一郎　他７者

３　変更年月日

令和５年６月12日　他

４　変更の理由

小売業を行う者及び住所に変更が生じたため

５　届出年月日

令和６年12月13日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和６年12月24日から令和７年４月24日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援班

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　天井　貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（病院）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>病院の名称</th><th>所　在　地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上越市</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（病院）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>病院の名称</th><th>所　在　地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上越市</td><td>（略）
<u>介護老人保健施設アルカディア上越</u></td><td>（略）
<u>上越市大道福田560</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第16号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改　　正　　後

別表第４（第43条関係）

１　（略）

候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
１人又は２人	株式会社新潟放送	１	－	－
	株式会社ＮＳＴ新潟総合テレビ	１		
３人から５人まで	株式会社新潟放送	１	株式会社新潟放送	１
	株式会社ＮＳＴ新潟総合テレビ	１		

改　　正　　前

別表第４（第43条関係）

１　（略）

候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
１人又は２人	株式会社テレビ新潟放送網	１	－	－
	株式会社新潟テレビ二十一	１		
３人から５人まで	株式会社テレビ新潟放送網	１	株式会社新潟放送	１
	株式会社新潟テレビ二十一	１		
６人	株式会社テレビ新潟放送網	２	株式会社新潟放送	２
	株式会社新潟テレビ二十一	２		

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第17号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和６年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和 27 年新潟県選挙管理委員会規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（開票立会人を選任した場合の通知） **第44条**　市町村委員会若しくは開票管理者が法第62条第９項の規定により開票立会人を選任した場合の通知は、別記第38号様式に準じてしなければならない。 **第７号様式の３** （略） 次の者は、登録の際に登録されるべきでなかった者であるので、公職選挙法第28条第４号の規定により選挙人名簿から抹消した。 （略） **第38号様式** （略） あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第９項の規定により通知しますから下記により参会してください。 なお、開票立会人は、公職選挙法第62条第11項の規定により、正当な事由がなければその職を辞することができないことになっておりますので念のため申し添えます。 （略）	（開票立会人を選任した場合の通知） **第44条**　市町村委員会若しくは開票管理者が法第62条第８項の規定により開票立会人を選任した場合の通知は、別記第38号様式に準じてしなければならない。 **第７号様式の３** （略） 次の者は、登録の際に登録されるべきでなかった者であるので、公職選挙法第28条第３号の規定により選挙人名簿から抹消した。 （略） **第38号様式** （略） あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第８項の規定により通知しますから下記により参会してください。 なお、開票立会人は、公職選挙法第62条第10項の規定により、正当な事由がなければその職を辞することができないことになっておりますので念のため申し添えます。 （略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第18号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和６年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

第１条　最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
第１号様式の３
（略）
(C) 表　<u>有効投票効力決定表</u>（記載無効のないもの）
（略）

第１号様式の４
（略）
(D) 表　<u>有効投票効力決定表</u>（記載無効のあるもの）
（略）

第１号様式の５
（略）
<table>
<tr><td colspan="3"></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td><u>所定</u>の用紙を用いないもの
<u>×の記号以外の事項</u>を記載したもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（略）

第２号様式の３
（略）
<table>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>所定</u>の用紙を用いないもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>すべて</u>の裁判官について記載を無効とされたもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td><u>所定</u>の用紙を用いないもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
第１号様式の３
（略）
(C) 表　<u>有効投票決定表</u>（記載無効のないもの）
（略）

第１号様式の４
（略）
(D) 表　<u>有効投票決定表</u>（記載無効のあるもの）
（略）

第１号様式の５
（略）
<table>
<tr><td colspan="3"></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td><u>成規</u>の用紙を用いないもの
<u>×以外の事項</u>を記載したもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（略）

第２号様式の３
（略）
<table>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>成規</u>の用紙を用いないもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>全て</u>の裁判官について記載を無効とされたもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td><u>成規</u>の用紙を用いないもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td></tr>
</table>

第２号様式の５

（略）

（略）	（略）		（略）		（略）
	所定の用紙を用いないもの	（略）	所定の用紙を用いないもの	（略）	
（略）					

附表の２（投票計算表（その３）の様式）

（略）

（略）	（略）					無効投票率((ｲ)／(ｳ))×100 (ｻ)
	（略）	在外投票の不受理(ｷ)	投票用紙の持帰り(ｸ)	入場券等の投入(ｹ)	その他（ ）(ｺ)	
（略）						

注１～３　（略）

４　(ｷ)欄には在外投票の代理投票及び在外投票の代理投票の仮投票で不受理としたものを含めて記載すること。

５　(ｻ)欄の無効投票率については小数点３位を四捨五入し、２位にとどめること。

第４号様式

（略）

審査分会立会人　氏　名　様

（略）

審査分会立会人の選任について

何年何月何日執行の最高裁判所裁判官国民審査における県審査分会の審査分会立会人に最高裁判所裁判官国民審査法第27条第４項の規定により選任したので下記により参会してください。

（略）

第２号様式の５

（略）

（略）	（略）		（略）		（略）
	成規の用紙を用いないもの	（略）	成規の用紙を用いないもの	（略）	
（略）					

附表の２（投票計算表（その３）の様式）

（略）

（略）	（略）				無効投票率((ｲ)／(ｳ)) (ｺ)
	（略）	投票用紙の持帰り(ｷ)	入場券等の投入(ｸ)	その他（ ）(ｹ)	
（略）					

注１～３　（略）

４　(ｺ)欄の無効投票率については小数点３位を四捨五入し、２位にとどめること。

第４号様式

（略）

審査立会人　氏　名　様

（略）

審査立会人選任について

何年何月何日執行の最高裁判所裁判官国民審査における県審査分会の審査立会人に最高裁判所裁判官国民審査法第27条第４項の規定により選任したので下記により参会してください。

（略）

第２条　最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を次のように改正する。

附表の１（投票に関する調（その１）の様式）及び附表の１の２（投票に関する調（その２）の様式）を次の様式に改める。

附表の１（投票に関する調（その１）の様式）

その１

（最高裁判所裁判官国民審査）

投票に関する調(その1)

何投票区
何開票区

区分 / 性別	名簿登録者総数 登録日現在における (ア)	補正登録者数 (イ)	随時抹消者数 (ウ)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人 (エ) (ア+イ−ウ)	左のうち選挙当日選挙権を有しない者の数 (オ)	選挙当日選挙権を有しない者で期日前投票をした者 (カ)	選挙当日の有権者数 (キ) (エ−オ+カ)	左のうち 投票者数(ク) 当日投票者 (a)	期日前投票者 (b)	不在者投票者 (c)	計 (a+b+c)	棄権者数 (ケ)	投票率 (コ) (ク)／(キ)×100
男		(　　)	(　　)										％ ・
女		(　　)	(　　)										％ ・
計		(　　)	(　　)										％ ・

注　1　この様式は、指定在外選挙投票区以外の投票区において用いる様式である。
　　2　(イ)欄及び(ウ)欄には、異議の申出にかかる登録者及び抹消者を含めて記載し、その数を(　　)内書で再掲すること。
　　3　(キ)欄、(ク)欄及び(ケ)欄には、選挙権の無いため不受理とした数は含めないこと。
　　(投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
　　4　(コ)欄については、小数点3位を四捨五入して、2位にとどめること。
　　5　指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄に斜線を引くこと。
　　6　投票管理者が作成する場合は、上表欄外の文字中「開票区」を抹消し、開票管理者が作成する場合は、欄外の文字中「投票区」を抹消すること。

その２

（最高裁判所裁判官国民審査）

投票に関する調(その1)

何投票区
何開票区

区分 / 性別	名簿登録者総数 登録日現在における (ア)	補正登録者数 (イ)	随時抹消者数 (ウ)	登録及び在外選挙人名簿登録者数 選挙期日現在選挙人名簿 (エ) (ア+イ−ウ)	左のうち選挙当日選挙権を有しない者の数 (オ)	選挙当日選挙権を有しない者で期日前投票をした者 (カ)	選挙当日の有権者数 (キ) (エ−オ+カ)	左のうち 投票者数(ク) 当日投票者 (a)	期日前投票者 (b)	不在者投票者 (c)	在外投票者 (d)	計 (a+b+c+d)	棄権者数 (ケ) (キ−ク)	投票率 (コ) (ク)／(キ)×100
男	[　　]	(　　)[　　]	(　　)[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]		[　　]	[　　]	[％ ・ ・]
女	[　　]	(　　)[　　]	(　　)[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]		[　　]	[　　]	[％ ・ ・]
計	[　　]	(　　)[　　]	(　　)[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]	[　　]		[　　]	[　　]	[％ ・ ・]

注　1　この様式は、指定在外選挙投票区及び開票管理者において用いる様式である。
　　2　在外選挙に係る者の数を含めて記載し、その数を[　　]内書で再掲すること。
　　3　(d)欄には、「郵便等投票」「在外公館投票」における在外投票者数を記載すること。なお、在外審査人が国内において投票した場合は、(a)～(c)欄のいずれかに記載することとなる。
　　4　(イ)欄及び(ウ)欄には、異議の申出にかかる登録者数及び抹消者数を含めて記載し、その数を(　　)内書で再掲(在外選挙に係る者の数を含む。)すること。
　　5　(キ)欄、(ク)欄及び(ケ)欄には、選挙権のないため不受理とした数は含めないこと。(指定在外選挙投票区の投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
　　6　(コ)欄については、小数点第3位を四捨五入して、2位にとどめること。
　　7　指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄については[　　]内のみ記載し[　　]の下のそれぞれの欄は斜線を引くこと。
　　8　指定在外選挙投票区の投票管理者が作成する場合は、上表欄外の文字中「開票区」を抹消し、開票管理者が作成する場合は、欄外の文字中「投票区」を抹消すること。

附表の１の２（投票に関する調（その２）の様式）

（最高裁判所裁判官国民審査）　投票に関する調(その2)　何投票区 何開票区

区分 / 性別	特殊投票														
	仮投票者数		不在者投票者数			在外投票者数			代理投票者数					点字投票者数	洋上投票者数	南極投票者数
	総数 (ア)	開票管理者において不受理と決定した数 (イ)	総数 (ウ)	投票管理者において不受理と決定した数 (エ)	開票管理者において不受理と決定した数 (オ)	総数 (カ)	投票管理者において不受理と決定した数 (キ)	開票管理者において不受理と決定した数 (ク)	総数 (ケ)	投票所における投票のもの (コ)	期日前投票所におけるもの (サ)	不在者投票によるもの (シ)	在外投票によるもの (ス)	(セ)	(ソ)	(タ)
男		(　)		(　)	(　)		(　)	(　)								
女		(　)		(　)	(　)		(　)	(　)								
計		(　)		(　)	(　)		(　)	(　)								

注　1「仮投票者数」欄には、投票所において仮投票したもの（代理投票の仮投票、仮投票の代理投票、仮投票の代理投票の仮投票を含む。）の数を記載すること。
2「不在者投票者数」欄には、すべての不在者投票（不在者投票の代理投票、不在者投票の代理投票の仮投票を含む。）を記載すること。
3「在外投票者数」欄及び(ス)欄は、指定在外選挙投票区の投票管理者及び開票管理者のみが記載するものであり、すべての在外投票（在外投票の代理投票、在外投票の代理投票の仮投票を含む。）を記載すること。
4「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(コ)欄には投票所においてなされたもの（代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(サ)欄には期日前投票所においてなされたもの（期日前投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(シ)欄には不在者投票においてなされたもの（不在者投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(ス)欄には在外投票によってなされたもの（在外投票の代理投票の仮投票を含む。）を記載すること。
5 選挙権のないため不受理とした仮投票については、(イ)欄に、また、同様の理由により不受理とした不在者投票又は在外投票については、それぞれ(エ)欄及び(オ)欄又は(キ)欄及び(ク)欄に、当該票数をそれぞれ(　　)内書で再掲すること。
6 投票管理者が作成する場合は(イ)欄、(オ)欄及び(ク)欄の記載は不要であること。
7 投票管理者が作成する場合は、上表欄外の文字中「開票区」を抹消し、開票管理者が作成する場合は、欄外の文字中「投票区」を抹消すること。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和７年目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく令和７年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和６年12月24日

新潟県内水面漁場管理委員会　会　長　藤　田　利　昭

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第１号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	200kg	大川
		うぐい	産卵場造成	70㎡	
		いわな	放流	2,500尾	
		やまめ	放流	2,500尾	
		もくずがに	放流	20kg	
内共第２号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	130kg	勝木川
		うぐい	産卵場造成	70㎡	
		いわな	放流	1,950尾	
		やまめ	放流	1,950尾	
内共第３号	三面川鮭産漁業協同組合	あゆ	放流	1,690kg	三面川
		こい	放流	35kg	
		ふな	放流	35kg	
		いわな	放流	34,960尾	

		やまめ	放流	34,960尾	
		さくらます	放流	547,000尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	7,000粒	
内共第４号	荒川漁業協同組合	あゆ	放流	1,080kg	荒川 令和６年のさくらます放流不足分59,450尾を、令和７年に追加放流。
		こい	放流	100kg	
		ふな	放流	50kg	
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		うなぎ	放流	20kg	
		かじか	産卵場造成	130㎡	
		かじか	放流	29,890尾	
		いわな	放流	5,950尾	
		やまめ	放流	9,280尾	
		さくらます	放流	276,440尾	
		もくずがに	放流	70kg	
内共第５号	胎内川漁業協同組合	あゆ	放流	120kg	胎内川 令和６年のやまめ放流不足分640尾を、令和７年に追加放流。
		こい	放流	15kg	
		ふな	放流	5kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		かじか	産卵場造成	50㎡	
		かじか	放流	1,460尾	
		にじます	放流	80kg	
		いわな	放流	10,420尾	
		やまめ	放流	15,700尾	
		さくらます	放流	69,440尾	
内共第６号	加治川漁業協同組合	あゆ	放流	420kg	加治川
		いわな	放流	6,880尾	
		やまめ	放流	10,320尾	
		さくらます	放流	166,090尾	
内共第７号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい	放流	－	福島潟ほか KHV発生水域であるため、コイの種苗放流を実施しない。
		ふな	放流	135kg	
		もくずがに	放流	40kg	
内共第８号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ	放流	850kg	阿賀野川 KHV発生水域であるため、コイの種苗放流を実施しない。
		こい	放流	－	
		ふな	放流	125kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		にじます	放流	200kg	
		いわな	放流	15,930尾	
		やまめ	放流	17,360尾	
		かじか	放流	3,080尾	
		もくずがに	放流	70kg	
内共第９号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい	放流	－	鳥屋野潟 KHV発生水域であるため、コイの種苗放流を実施しない。
		ふな	放流	30kg	
内共第10号	魚沼漁業協同組合 ほか５漁業協同組合	あゆ	放流	5,380kg	信濃川ほか 令和６年のやまめ放流不足分
		こい	放流	1,110kg	
		ふな	放流	790kg	

		うぐい	産卵場造成	310㎡	75,468尾を、令和７年に追加放流。令和４～６年のウグイ不足分10㎡、100千粒を令和７年に追加する。
		うぐい	人工ふ化放流	20千粒	
		うなぎ	放流	120kg	
		かじか	放流	55,096尾	
		にじます	放流	814kg	
		いわな	放流	145,160尾	
		やまめ	放流	118,235尾	
		もくずがに	放流	70kg	
内共第11号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	45kg	北ノ又川 恋ノ岐沢 令和６年のやまめ放流不足分13,244尾を、令和７年に追加放流。
		ふな	放流	35kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	8,500千粒	
		にじます	放流	500kg	
		いわな	放流	12,600尾	
		やまめ	放流	15,100尾	
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか１漁業協同組合	こい	放流	45kg	只見川 令和６年のやまめ放流不足分10,504尾を、令和７年に追加放流。
		ふな	放流	35kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		いわな	放流	76,370尾	
		やまめ	放流	53,570尾	
内共第13号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	20kg	鯖石川
		こい	放流	5kg	
		ふな	放流	5kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		うなぎ	放流	5kg	
		いわな	放流	400尾	
		やまめ	放流	500尾	
内共第14号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	70kg	鵜川
		こい	放流	5kg	
		ふな	放流	5kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		いわな	放流	1,450尾	
		やまめ	放流	2,260尾	
内共第15号	関川水系漁業協同組合	あゆ	放流	110kg	関川 令和６年のやまめ放流不足分1,127尾を、令和７年に追加放流。
		こい	放流	15kg	
		ふな	放流	15kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		にじます	放流	80kg	
		いわな	放流	1,710尾	
		やまめ	放流	1,710尾	
内共第16号	関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合	うぐい	産卵場造成	20㎡	関川上流 （県境部）
		にじます	放流	20kg	
		いわな	放流	1,710尾	
		やまめ	放流	570尾	
内共第17号	桑取川漁業協同組合	あゆ	放流	50kg	桑取川

		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		かじか	放流	680尾	
内共第18号	能生内水面漁業協同組合	あゆ	放流	90kg	能生川
		うぐい	産卵場造成	90㎡	
		かじか	放流	3,080尾	
		いわな	放流	7,950尾	
		やまめ	放流	7,950尾	
内共第19号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	240kg	早川
		うぐい	産卵場造成	120㎡	
		かじか	放流	2,240尾	
		にじます	放流	85kg	
		いわな	放流	9,750尾	
		やまめ	放流	9,500尾	
内共第20号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	240kg	海川
		うぐい	産卵場造成	120㎡	
		かじか	放流	2,240尾	
		にじます	放流	85kg	
		いわな	放流	9,750尾	
		やまめ	放流	9,500尾	
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg	姫川
		うぐい	産卵場造成	150㎡	
		かじか	放流	2,240尾	
		にじます	放流	120kg	
		いわな	放流	19,360尾	
		やまめ	放流	17,270尾	
内共第22号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	100kg	羽茂川
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		いわな	放流	3,880尾	
		やまめ	放流	6,400尾	
計		あゆ	放流	11,240kg	
		こい	放流	1,375kg	
		ふな	放流	1,265kg	
		うぐい	産卵場造成	1,310㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	20千粒	
		うなぎ	放流	145kg	
		わかさぎ	人工ふ化放流	16,473千粒	
		かじか	産卵場造成	180㎡	
		かじか	放流	100,006尾	
		にじます	放流	1,984kg	
		いわな	放流	368,680尾	
		やまめ	放流	334,635尾	
		さくらます	放流	1,058,970尾	
		もくずがに	放流	270kg	

内共第10号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第10号	信濃川漁業協同組合	こい	放流	320kg	信濃川
		ふな	放流	165kg	
		もくずがに	放流	70kg	
	加茂川漁業協同組合	あゆ	放流	150kg	加茂川
		いわな	放流	1,900尾	

		やまめ	放流	2,670尾	
	五十嵐川漁業協同組合	あゆ	放流	680kg	五十嵐川
		こい	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		かじか	放流	2,726尾	
		にじます	放流	654kg	
		いわな	放流	3,770尾	
		やまめ	放流	2,825尾	
	刈谷田川漁業協同組合	あゆ	放流	10kg	刈谷田川
		こい	放流	25kg	
		ふな	放流	5kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		にじます	放流	30kg	
		いわな	放流	7,290尾	
		やまめ	放流	3,650尾	
	魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	4,440kg	魚野川 令和６年のやまめ放流不足分75,468尾を、令和７年に追加放流。
		こい	放流	735kg	
		ふな	放流	605kg	
		うぐい	産卵場造成	200㎡	
		うなぎ	放流	110kg	
		かじか	放流	48,070尾	
		にじます	放流	90kg	
		いわな	放流	122,870尾	
		やまめ	放流	96,000尾	
	中魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	100kg	清津川 令和４～６年のウグイ不足分10㎡、100千粒を令和７年に追加する。
		こい	放流	20kg	
		ふな	放流	15kg	
		うぐい	産卵場造成	10㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	20千粒	
		うなぎ	放流	10kg	
		かじか	放流	4,300尾	
		にじます	放流	40kg	
		いわな	放流	9,330尾	
		やまめ	放流	13,090尾	
計		あゆ	放流	5,380kg	
		こい	放流	1,110kg	
		ふな	放流	790kg	
		うぐい	産卵場造成	310㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	20千粒	
		うなぎ	放流	120kg	
		かじか	放流	55,096尾	
		にじます	放流	814kg	
		いわな	放流	145,160尾	
		やまめ	放流	118,235尾	
		もくずがに	放流	70kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	45kg	只見川 令和６年のやまめ放流不足分
		ふな	放流	35kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	

		わかさぎ いわな やまめ	人工ふ化放流 放流 放流	973千粒 12,600尾 12,360尾	10,504尾を、令和７年に追加放流。
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな やまめ	放流 放流	63,770尾 41,210尾	只見川
計		こい ふな うぐい わかさぎ いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	45kg 35kg 30㎡ 973千粒 76,370尾 53,570尾	

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第155号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第１条の規定により、令和７年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和６年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　斎　藤　良　人

１　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第１回	４月14日（月）から４月18日（金）までの５日間及び４月21日（月）から４月25日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	２月17日（月）から２月28日（金）までの間
	第２回	６月２日（月）から６月６日（金）までの５日間及び６月９日（月）から６月13日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	５月１日（木）から５月15日（木）までの間
	第３回	10月27日（月）から10月31日（金）までの５日間及び11月４日（火）から11月７日（金）までの４日間 （午前８時30分から午後５時まで）	９月２日（火）から９月16日（火）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第１回	７月７日（月）から７月11日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	５月７日（水）から５月20日（火）までの間
	第２回	11月25日（火）から11月28日（金）までの４日間 （午前８時30分から午後５時まで）	９月４日（木）から９月17日（水）までの間

２　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１

新潟県警察本部交通部運転免許センター

３　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合

にあっては大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第２号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

４　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

ウ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項（論文）

エ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

オ　技能検定の実施に関する知識（論文）

カ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

(2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

５　審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し

(2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面

(3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

６　審査手数料

審査手数料の納入方法については、下記問合せ先に問い合わせること。

７　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係

電話番号　025－256－1212　内線　256

◎新潟県公安委員会告示第156号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第10条の規定により、令和７年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和６年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　斎　藤　良　人

１　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	第１回	４月14日（月）から４月18日（金）までの５日間及び４月21日（月）から４月25日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	２月17日（月）から２月28日（金）までの間
	第２回	６月２日（月）から６月６日（金）までの５日間及び６月９日（月）から６月13日（金）までの５日間	５月１日（木）から５月15日（木）までの間

		（午前８時30分から午後５時まで）	
	第３回	10月27日（月）から10月31日（金）までの５日間及び11月４日（火）から11月７日（金）までの４日間 （午前８時30分から午後５時まで）	９月２日（火）から９月16日（火）までの間
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引）	第１回	６月30日（月）から７月４日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	５月７日（水）から５月20日（火）までの間
	第２回	11月17日（月）から11月21日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	９月４日（木）から９月17日（水）までの間

２　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１

新潟県警察本部交通部運転免許センター

３　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 21歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の３第４項第２号ロ及びハに該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

４　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　技能教習に必要な教習の技能（面接）

ウ　学科教習に必要な教習の技能（面接）

エ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）

オ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

カ　教習指導員として必要な教育についての知識（論文）

(2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　技能教習に必要な教習の技能（面接）

ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

５　審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し

(2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面

(3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

６　審査手数料

審査手数料の納入方法については、下記問合せ先に問い合わせること。

７　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係
電話番号　025－256－1212　内線　256